今月のトピックス

令和7年4月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ 社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

※二次元バーコードで弊社HPへアクセスできます ⇒ **国際**

〖 今月の担当:高橋 〗



【 令和7年4月~雇用保険料率引き下げ決定について 】

令和7年4月から雇用保険料率の引き下げが決定されました。<u>令和7年4月分から令和8年3月分まで</u>の 雇用保険料率は以下のとおりです。

負担者	1	2			
事業の種類	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9. 5/1, 000	6/1,000	3. 5/1, 000	15. 5/1, 000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10. 5/1, 000	7/1,000	3. 5/1, 000	17. 5/1, 000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4. 5/1, 000	18. 5/1, 000

(枠内の下段は令和5年4月~令和7年3月の雇用保険料率)

- ●失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 5.5/1,000 に変更になります。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 6.5/1,000 に変更になります。)
- ●雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き 3.5/1,000 です。(建設の事業は4.5/1,000 です。)

【 教育訓練休暇給付金制度の創設 】

令和7年10月から教育訓練休暇給付金制度が新設されます。この制度は労働者のスキルアップやリスキリング(新しい職業、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために必要なスキルを獲得する、されること)を支援し、キャリア形成を後押しすることと、生活費の不安を減らし、学習に専念できるよう支援することを目的としています。支給要件等は下記のとおりです。

対象者・支給要件	雇用保険の一般被保険者 休暇開始前2年間(※1)にみなし被保険者期間(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12か月以上
	あること
	(※1)疾病、負傷、 <u>事業所の休業、出産等</u> により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は、最大4年間
	・ 休暇開始前に算定基礎期間 (被保険者として雇用された期間) が 5 年以上あること
給付内容	・ 教育訓練休暇を開始した日から1年(※2)の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に
	支給される基本手当の額と同じ額(※3)を支給
	(※ 2)妊娠、出産、育児、 <u>疾病、負傷等</u> により30日以上教育訓練を受けられない場合は最大4年間
	(※3)休暇前の賃金・年齢に応じて、2,295~8,635円/日(令和6年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定) ・ 給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日
支給対象	・ 労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に(※4)教育訓練休暇(当該休暇の期間が30日
	以上であり、かつ、対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの)を取得した場合に、その期間内の自
	己の労働等によって収入を得ていない日について支給
	(※4)事業主の提出書類により、申請者が解雇等の予定がないことを確認。虚偽申告は罰則の対象。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。